

「扶養認定」添付書類一覧表

**【注意事項】**  
夫婦共同扶養の場合（配偶者を扶養していない方が子を扶養に入れる場合）は、「配偶者の収入証明（源泉徴収票または所得証明書）」が必要です。  
両親のうち、片親だけを扶養に入れる場合等、扶養認定対象者に配偶者がいる場合には、「配偶者の収入証明（源泉徴収票または所得証明書）」が必要です。  
 ※上記収入証明は、配偶者を扶養に入れている場合や配偶者がいない場合（死別・離婚等）は添付不要です。  
**その他、扶養認定審査上、必要に応じて、追加書類の提出をお願いする場合があります（中途採用者の被扶養者、被扶養者が外国人である場合などを含む）。**

添付書類	被保険者との続柄	被保険者との同居が要件	扶養理由証明書		同一世帯証明書		収入に関する証明書							別居（送金）証明書							
			①被扶養者現況届	②学生証（写）または在学証明書（原本）	①世帯全員の住民票（原本）※続柄記載	②戸籍謄本または抄本（原本）	給与収入がある場合	自営業等の場合	年金収入がある場合	勤務先を退職した場合			失業給付の受給を終了した場合	就業経験のない場合	⑨所得証明書（課税証明書）	⑩配偶者の源泉徴収票（所得証明書） ※配偶者が扶養に入っていない場合【上記注意事項☑参照】	※単身赴任の方は添付不要 ※送金証明は振込人と受取人の記載があるもの ※現金手渡しは不可				
										失業給付を受給しない場合	失業給付受給予定または受給中で月額3,612円未満の場合	前職で雇用保険未加入の場合						④離職票（原本）※法第4条第3項不該当（受給放棄）の印字があるもの	⑤雇用保険受給資格者証（写）	⑥健康保険資格喪失証明書（前務先名称および事務所印のあるもの）	⑦雇用保険受給資格者証全ページ（写）
配偶者 （内縁含む）	無職・無収入		●	●学生のみ	●結婚時											●④～⑧の該当書類を添付	●60歳以上	●			
	収入がある場合		●	●学生のみ	●結婚時			●①～③の該当書類を添付									●60歳以上	●			
子供 （養子含む）	高校生以下				●出生時	●養子												●	●		
	18歳以上の学生（予備校含む）		●	●		●養子												●①～⑦の該当書類を添付	●	●	
	16歳以上の学生以外（夜間学生含む）		●			●養子												●①～⑧の該当書類を添付	●	●	
被保険者の三親等内の親族	父母（養父母）		●		●	●養父母												●①～⑧の該当書類を添付	●60歳以上	●	●
	祖父母・曾祖父母		●		●													●①～⑧の該当書類を添付	●60歳以上	●	●
	配偶者の父母・祖父母・曾祖父母	●	●		●													●①～⑧の該当書類を添付	●60歳以上	●	●
	兄弟姉妹 孫	高校生以下				●														●	●
		18歳以上の学生（予備校含む）		●	●	●													●①～⑦の該当書類を添付	●	●
		16歳以上の学生以外（夜間学生含む）		●		●													●①～⑧の該当書類を添付	●60歳以上	●
	配偶者の兄弟姉妹 伯父・伯母 叔父・叔母 甥・姪 曾孫	高校生以下	●			●														●	●
18歳以上の学生（予備校含む）		●	●	●	●													●①～⑦の該当書類を添付	●	●	
16歳以上の学生以外（夜間学生含む）		●	●		●													●①～⑧の該当書類を添付	●60歳以上	●	●
配偶者の孫・曾孫 内縁の配偶者の子 直系血族の配偶者		●	●	●														●①～⑧の該当書類を添付	●60歳以上	●	●